

令和6年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和6年6月10日（第4日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	大串恭隆	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	出雲誠	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	小野勉
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	鶴田浩紀	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	久原正好	主任指導主事	鶴田智樹
新しい学校づくり課長	永石敏	生涯学習課長	矢川靖章
農業委員会事務局長	山下英治		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原賢一
課長補佐	川崎常弘
議事係書記	草場雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6番	定松弘介	7番	前田弘次郎
----	------	----	-------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 草場祥則議員

1. ごみ対策と農村環境保全について
2. 買い物困難者対策と商業施設の誘致について

2. 溝口 誠議員

1. 学校通学路の安全対策とスクールバスの運用について
2. 帯状疱疹ワクチン助成について

3. 友田香将雄議員

1. 町財政健全化と地域振興に向けた取り組みについて
2. 児童生徒や保護者の負担軽減策について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、定松弘介議員、前田弘次郎議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は3名です。

順次発言を許します。草場祥則議員。

○草場祥則議員

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、これからのまちづくりについて、大きく2つに分けて質問をしたいと思います。

その前に、町長にお伺いします。

先日の報道で、このままだったら白石町も消滅都市になるんじゃないかというような記事が載っておりましたが、町長の感想といたしますか、簡単でいいですから、ちょっと御披露いただきたいと思えます。

○田島健一町長

先日、人口戦略の委員会から消滅可能性都市という単語を使った発表がございました。その中に、我が白石町も県内5市町の中の3番目に入っていたわけでございますけれども、消滅という言葉は、消えて滅する、消えてなくなるということじゃないのかなというふうに思えます。それで、この人口が消えてなくなるというのは、この地上に、地上にというか、白石町土の中に人がいなくなってしまうということになるんじゃないかなと、そういう言葉遣いを使っていいのかなという思いが私自身はあります。そういうことで、今私も全国町村会の副会長、会長代行を仰せつかっておるわけでございますけれども、発表された明るる日にすぐ全国町村会としてもコメントを発表させていただき、先月29日も総務大臣のほうに、このことについての修正をしていただくようなことをお願いできないかということも言ってまいりました。しかしながら、これは民間団体のものだから国としては言えないということでもございましたけれども、全国926町村会のメンバーの人たちはほとんどが猛反対ということでもございまして、先ほど言いましたような申入れをしてきたわけでもございます。

もちろん、私どもも10年前からいろいろと取り組みをさせていただいておまして、白石町においては自然減はやむを得ないところもありますけれども、社会的には少し増加というところも数字的には表れておりますので、今私どもは子育ての取り組みであるとか定住・移住促進の施策も議員の皆さんたちとともに一生懸命取り組ませていただいておりますので、そういうことは絶対ない、2050年には絶対白石町は佐賀県の中でもリーダー格みたいにして残っておるといふようなことでいきたいというふうに思っております。そのときはもう私の生命は天の上にあるでしょうけれども、そこから見て、ざまあ見ろというように言いたいなと思っておりますのでございまして。

以上です。

○草場祥則議員

町長と全く私も同感です。寿命がある限り頑張っておきたいと思っております。

それでは、本題に入ります。

ごみ対策と農村環境保全についてということで、人口減少に伴い、近年のごみの排出量と処理費はどのように推移しているのか、また将来の予測をお聞きいたします。

○土井 一生活環境課長

本町の近年のごみ処理量の実績と将来の予測についてということで、ごみ処理推移表をお手元のタブレットのほうに表示しておりますので、御覧いただきたいと思えます。

令和2年度から5年度までは処理実績のほうを、その後の予測については、今年3

月に策定いたしました一般廃棄物処理基本計画における各種ごみ排出抑制施策を実施した場合の目標年次における推移を表しております。上段のグラフは、さが西部クリーンセンターで処理した燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみの推移表です。下段のグラフは、缶、瓶、ペットボトル、古紙、古布、乾電池、蛍光管、それから町で収集いたしました剪定樹木など、リサイクル、再資源化している資源ごみの処理量となっております。

さが西部クリーンセンターが稼働した平成28年度から令和2年度までは、本町のごみ排出量は年々増加傾向にありましたが、令和3年度からは、コロナ禍の影響があったかもしれませんが、徐々に減少いたしております。将来予測については、本町の人口ビジョンを基に人口減少を踏まえたところでごみ処理量の排出予測を行っております。ごみ処理全体量は大きく減少いたしますが、1人1日当たりのごみ排出量についてはそれほど変わらないものと推測いたしております。

以上です。

○草場祥則議員

なかなか1人のごみの量が減らないのが現状と捉えていいわけですね。

それでは、2番目の地域における家庭生活系ごみの出し方と分別について、その啓発や新たに地域からどのような要望が出てくるものなのか、説明してください。

○土井 一生活環境課長

まず、本町で御家庭にお願いしているごみの分け方についてですが、分け方としては燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、それから大きく分けて資源ごみといたしまして資源ごみを細分化いたしまして、全部で14分別をお願いいたしております。毎年度ごみの収集日を分かりやすく記載いたしましたごみカレンダーと家庭ごみの分け方・出し方ポスターを全世帯に配布しており、また町のホームページや広報紙、行政放送、出前講座などによりその周知に努めているところです。

ごみステーションへのごみの出し日違いやきちんと分別ができていないマナー違反があった場合は、クリーンセンターのほうへは持っていきませんので、収集できない理由を記載した違反ごみシールを貼りまして、排出者には改善を促す指導を行っております。自分が出すごみには責任を持つという意味で指定ごみ袋には地区名と名前を記載するようお願いいたしておりますが、時折氏名の記載がないマナー違反ごみに対して地元のほうから苦情が寄せられることがございます。その際には、ごみステーションの衛生管理につきましては地元でお願いいたしておりますので、その旨を説明し、地元役員さんなどの協力を得ながらその解決に当たっているところです。

次に、ごみゲージに関する主な要望といたしましては、ゲージがさびて床に穴が空いたとか、腐食により扉がきちんと閉まらないなどの修理依頼や、野良猫やカラスなどが侵入して生ごみを荒らして困るといった相談もございます。ごみゲージの修理につきましては、町のほうで対応させていただいておりますが、小動物の侵入防止といたしましては、町のほうからゲージを覆うネットと結束バンドを地元のほうに支給し、そのネットの取付けについては地元のほうをお願いしているところです。

また、年に数件、可燃ごみが増えてきてごみゲージに入り切れないという相談もあります。この場合は、盆明けや正月明けの一時的な問題なのか年間を通して常時ごみが増えてきているのかを収集業者などに確認いたしまして、通年を通してごみが多くなっているところに対しましては、区長さんなどの地域の代表者の方と協議いたしまして、ゲージを大きいサイズに交換したり、ゲージを増やすなどの対応を取っているところです。

以上です。

○草場祥則議員

最近、袋も超大型といますか、あれが出て、何か変化がありますか。

○土井 一生活環境課長

ごみ袋には小袋、大袋、特大袋、燃えるごみについては3つの袋を用意いたしております。そして、何年前ですかね、四、五年前から特大袋を要望に対しまして作成いたしておりますけれども、やはり大家族のところについては特大袋を使われているようです。ただ、少人数とかアパートの独り世帯なんかのところは一番小さい小袋のほうを活用されているところです。

以上です。

○草場祥則議員

そのゲージ数といますか、大体どれぐらいか分かりますか。増えてるもんですかね。

○土井 一生活環境課長

今現在というか、令和6年3月末時点でございますけれども、町内にごみステーションとして町が設置している数は288箇所ございます。この数につきましては、毎年アパート等ができた場合なんかで2つ、3つゲージ指定が増えているところです。閉鎖したというごみステーションのほうは、ここ数年ございません。

以上です。

○草場祥則議員

私が危惧しますのは、超大型ですか、あれを老人の方がごみステーションまで持っていかなばいかんと。今後老人が多くなったときに、果たしてそれがいつまでもできるやろうかと、そこら辺のことは考えておられますか。

○土井 一生活環境課長

高齢で足腰が弱ってごみステーションのほうまでごみを持って行けない方が増えているんじゃないかという懸念の御質問でございます。

全国的に、そのような問題については問題化してきております。都市部ではそのような家庭には登録制で戸別収集を行っているところもあるようですけれども、一方で

収集運搬に係る人員の確保や経費の増大などに加えて、収集時間が長時間に及ぶことからカラスや猫のいたずら防止が増えるというデメリットもございます。

町では今のところ戸別収集は行っておりませんが、社会福祉協議会のほうで既に独り暮らしや高齢者だけの世帯につきましては、ごみ出し支援や買物など日常生活のちょっと困り事の人的支援を受ける制度を、かせすっけん事業ということで展開していただいております。制度を利用するには100円券が5枚つづりになった券を事前に購入し、ごみ出しだと100円分、買物だと200円分の券を支払うという制度のようでございます。

しかし、今後さらに高齢化の進展を考えますと、町のほうでも高齢者や障がいのある方々が生活に困ることがないように、将来を見据えて関係部局とその対策を研究していきたいと考えます。

以上です。

○草場祥則議員

やっぱりその対策を考えとかなと、私が心配して年寄りさんのところに行くんですよ。そしたら、やっぱり5つか6つか家に置いとんさあもんね。それで、独り暮らしの方が子どもが来たときに子どもに頼むと。そういうことで、かなり今後は戸別収集というのを考えとかなばいかなじゃなかかなと思いますけど、いかがですか。

○土井 一生活環境課長

先ほど答弁させていただいたとおり、今現在社会福祉協議会のほうで対応していただいておりますので、今後そういう要望が増えてくると思っておりますので、関係福祉部局なんかと協議しながら先進市町の対応なども研究して考えていきたいと思えます。

以上です。

○草場祥則議員

今現在、その業者さんの数の推移はどうなってますか。町の指定を受けて収集をしてくれるごみ収集会社は大体何件ぐらいあるんですか。

○土井 一生活環境課長

このかせすっけん事業の件数じゃなくて、許可業者の件数ということですかね。
(「そうです」と呼ぶ者あり)

許可業者のほうは、今現在町のほうには4業者の許可業者がございまして。それで、大きなコンビニとか飲食店なんかと契約をされて、そこについては週に2回とか3回とか契約に応じて行っていただいている状況ですけども、その詳細については手元に資料がございません。すみません。

○草場祥則議員

やっぱり今後分別収集というのに入った場合、業者数を増やさんば対応できんのじ

やないかといろいろと思いますけど、どうですか。

○土井 一生活環境課長

町のほうは、委託によりましてごみステーションのほうの回収を行っております。それで、許可業者というふうなことですけれども、許可業者を認めるに当たっては、町の現在のごみ処理基本計画の中で支障を来すようなことがあれば許可業者のほうも増やすことを考えていきたいと思っておりますけれども、今現時点においては今の許可業者数で対応ができていると思っておりますので、許可の乱発にならないように、そこは十分に計画を見ながら許可を与えるかどうか判断していきたいと思っております。

以上です。

○草場祥則議員

とにかくこのごみを持つての方を見たら、重たいので引きずるごとして持っていきよんしゃあですもんね。そのところで、今後はいかにしてごみをステーションまで持ってくるかというふうなのが大きな問題となると思いますので、ひとつよろしく願います。

次に、3番目に入ります。

資源ごみの分別収集がなされているが、リサイクルによる再資源化が十分に理解されていないと思われるが、その対策は。資源ごみは何にリサイクルされており、どのように環境に寄与しているのかをお教えてください。

○土井 一生活環境課長

現在、町が住民の皆さんに分別収集をお願いしている資源ごみは、容器包装リサイクル法で指定されております缶、瓶、ペットボトル、それと有価物として付加価値がある古紙、古布、それから乾電池、蛍光灯、剪定枝葉の8種類です。

収集した缶につきましては、行政側でスチール缶とアルミ缶に分別、圧縮をいたしまして、鉄製品とアルミ製品のほうに再生されております。瓶につきましても、収集後に行政側で無色、茶色、その他の色の瓶に3分別を行いまして、無色と茶色の瓶はまた瓶のほうに再生されておまして、その他の色の瓶につきましては住宅用断熱材のグラスウールとか防犯用の砂利などに再生されております。ペットボトルにつきましては、ペレットと言われる細かい粒に加工いたしまして、またペットボトルとかクリアファイル、卵パックなどに再生されるほか、化学繊維のほうに加工されまして作業着などに再生されております。古紙については再生紙、古布につきましては工場でおイルを拭き取るウエスなどに加工されております。乾電池は、内部に使われているマンガン、亜鉛、リチウムを含む有機溶媒を取り出しまして、その素材を使う製品の原材料となっております。蛍光灯も同様に水銀、ガラス、アルミ缶を取り出して、その素材を使う製品の原材料に生まれ変わっております。最後に、剪定樹木は細かくチップに粉碎いたしまして、遊歩道などの防草用の路盤材や家庭園芸でのバーク肥料、有機肥料として重宝されているところです。

リサイクルの必要性とは、資源として再利用できるものはできるだけ再資源化し、未来の子どもたちのために限りある天然資源の消費を抑制し、埋立処分量を減らすことで地球への環境負荷を軽減することです。御質問のとおり、分別収集した資源ごみがどのようにリサイクルされているのか、町民の皆さんにその効果を十分に御理解いただくことで分別の必要性に対する意識がさらに高まるものと考えておりますので、これから機会を設けてこういった情報も随時お知らせしていきたいと思っております。

以上です。

○草場祥則議員

まだまだ町民の皆様にはそれが十分に理解されているやろうかと思うところがあります。その面で、小さいときからそういうことを教育といいますか、そういうようなことは、教育長がいらっしゃいますけど、教育の中に入れるというようなことも考えていくのが必要じゃないかと思っておりますけど、いかがですか。

○土井 一生活環境課長

町のほうでも出前講座というふうなことを実施いたしておりまして、そういう要望があった地域にはこういうお話もさせていただいておりますし、また小学校の4年生については環境学習というのを授業のほうで実施されておりました、学校のほうからごみのリサイクルについてお話を聞きたいということで、職員も出向きましてこういうお話をさせていただいているところです。

以上です。

○草場祥則議員

そういうふうな教育といいますか、それも必要だと思いますので、ひとつよろしくお願いしときます。

それから、4番目の道路や水路、農地などに生活ごみのポイ捨てや不法投棄が多く見受けられます。その対策はどのようにしておられるのかお教えてください。

○土井 一生活環境課長

ごみを適正に処理せず道路や河川、空き地などに捨てる行為は、本町の美しい農村環境の景観を損ねるだけでなく、地球環境への悪化を招くことは誰もが御存じのことと思います。廃棄物処理法におきましても不法投棄は固く禁止されておりまして、厳しい罰則も設けてあります。町では対策といたしまして、警察や関係団体の代表者などで構成する不法投棄防止対策協議会を毎年開催いたしておりまして、不法投棄防止の有効な取り組みについて御意見をいただき、定期的に広報紙やケーブルテレビで環境への啓発を行っております。

また、町内25名の方に環境保全監視員を委嘱いたしまして、毎月3回程度のパトロールを実施していただいております。いただいた情報によりごみが捨てられやすい場所には啓発看板や監視カメラなどの設置も行っております。しかしながら、一部の方による空き缶やペットボトル、たばこの吸い殻など、安易なポイ捨てがいまだに後を絶ち

ません。ポイ捨てを含む悪質な不法投棄をなくすためには、行政だけでなく土地所有者や地域の皆さんの御協力が必要で、ごみを捨てられにくい環境づくりが重要と考えております。

町では、町民の皆様に毎年春と秋の年2回、クリーンデーと称しまして地域の環境美化活動をお願いしておりますが、毎回多くの皆様に御参加いただいておりますこと、この場をお借りいたしましてお礼申し上げたいと思います。

幾つかごみが捨ててあると、そこにまたごみを捨てる人がいて、不法投棄の拡大につながります。自分が住んでいる地域や公園や道路、水路沿川など、日頃から定期的に草刈りやごみ拾い活動について住宅の皆様への御理解と御協力も丁寧をお願いしてまいりたいと思っております。

以上です。

○草場祥則議員

きれいな環境というのは、今後特産品の売上げに対してもかなり影響が出てくるんじゃないかと思っております。町外から見えた方々が白石町を見て、あがん汚いところでタマネギができればというように思われぬように、ひとつきれいな環境をつくっていかなくちゃいけないと思っております。今後ともひとつよろしくお願ひします。

それでは、5番目の農業用廃プラスチック類や資材ごみの処理方法はどのようになっていますか。

○土井 一生活環境課長

農業を含めまして、事業活動によって発生いたします廃プラスチックや廃ビニール、くず鉄、ガラス類は、産業廃棄物に分類されます。市町村では一般廃棄物の処理を行っておりますが、さが西部クリーンセンターのほうでも産業廃棄物の受入れは行っておりません。産業廃棄物につきましては、専門の産廃業者さんに処理をお願いしていただきたいと思いますと思っております。

しかし、JAさが白石地区では、農業生産資材廃棄物適正処理推進協議会を組織されておりまして、農業用の廃プラスチック、ビニールの回収を年2回実施されておられます。また、廃棄したい農薬類の回収も年1回行っておられるようなので、詳細につきましては事務局がありますJAさが杵藤園芸センターのほうに御相談いただければと思っております。

以上です。

○草場祥則議員

この件についてはかなり徹底してきていると、そういうふうに思います。

次に、この項目の最後になりますけど、去年は野菜残渣の堆肥化施設の建設計画の説明会があったと聞いております。その後の進捗状況をお教えてください。

○山口裕一総合戦略課長

議員御質問の件でございますけれども、昨年度より熊本県荒尾市で下水処理場やし

尿処理場から発生する脱水汚泥を主原料といたしました有機肥料の製造販売を行う民間事業者のほう、こちらのほうが白石町の有明海沿岸部に工場立地を検討されておりまして、町内のボーリングデータですとかアクセス道路などの精査、検討を重ねておられました。その上で、町内に複数箇所の候補エリアを選定されました。また、昨年11月でございますけれども、工場立地の設立趣意書が事業者から町に提出されまして、これを受理いたしました。そのような経緯で、町としては工場立地に関しまして後押しをする方針を決定していったところでございます。

事業者におかれましては、昨年9月頃より各候補地、これは複数の候補地におきまして地元説明会を重ねてこられました。先日5月に行われた候補地周辺の住宅説明会におきましては、臭気対策ですとか運送経路についての懸念というのが若干質問が出たものの、おおむね好意的な雰囲気ございましたので、福富地域の代行干拓を立地候補エリアと定めまして買収候補地を選定されたということでございます。その後、土地所有者に対しまして説明会を開催いたしましたところ、土地所有者15名中7名の出席ではございましたが、質問等があったものの特段の反対意見等もございませんでしたので、今後企業側から用地買収交渉を進めていかれるというような予定でございます。

さらに、その後でございますけれども、事業者側の用地買収交渉がまとまり次第、あるいは交渉中となるかもしれませんが、周辺住民や周辺耕作者、こちらのほうへの説明、あるいは荒尾工場への現地視察、これは百聞は一見にしかずでございますので、現地視察を行うということも予定されております。今後も町と事業者のほうで協力し合いまして、住民理解を深めていければと考えております。

以上でございます。

○草場祥則議員

私も聞いて回ったところ、そんなに強い反対の方はいないんじゃないかなと、そういうふう感じてるところであります。ただ、人の人ぶんを何でうちらが処理せんばならんかというようなことをちょっと聞いたもんで、それは誤解だというふうなことを聞いたもんで、そこら辺の説明をお願いします。

○山口裕一総合戦略課長

説明会の折ですとかも一番周辺住民の方が気になさるというのは、やっぱり悪臭の問題でございます。しかしながら、私も岡山工場のほうに視察に行っておりましたけれども、施設内で肥料の製造をされますので、外の部分というのは比較的臭いを感じるような形ではございませんでした。そういったあたりの数値的なデータというものも企業のほうはお出しになっておりますし、十分に地元のほうの風向き、このあたりを計算されたところで施設の管理をされていくということは、これは確実にお願いいたしますということをやっているところでございます。そのあたりにつきましても今後町のほうとも取り交わし等をさせていただきまして、十分にこれは徹底させていただきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○草場祥則議員

後でいろんな苦情が出ないように、ひとつよろしくお願いします。

それでは、2番目の項目に入ります。

買物困難者対策と商業施設の誘致についてということで質問したいと思います。

まず、様々な理由で買物に困難を感じているという声を多く私も聞きます。高齢者の単身世帯の増加や地域小売店の廃業など、多くの要因が重なり合っていると考えられます。この状況をどのように認識しておられるのか、説明をお願いします。

○谷崎孝則商工観光課長

本町内におきまして買物に困難を感じていらっしゃる方が相当数いらっしゃるというようなことにつきましては、我々も承知をしているところでございます。御不便を感じていらっしゃる方も多いのではないかと考えております。

その要因の一つといたしましては、先ほど議員もおっしゃられておりましたけど、高齢者のみの世帯の増加があると考えております。運転免許証を返納されたことや身体機能が低下されたことなどによりまして、買物に行くことが難しくなられたと。やはり交通手段がなくなってしまったというようなことが要因として考えられるとっております。また、後継者の問題や郊外型の大型店の増加などによりまして、様々な理由はあるかと思えますけれども、生鮮食料品を取り扱っておられた地域の商店が廃業をされたことなども要因の一つであると考えております。

このいわゆる買物弱者の方々の問題につきましては全国的なことでもございます。買物弱者の数は今後も増加をしていくとの推計も出されております。本町におきましては、買物弱者の皆さんの問題だけではなく、地域商業の衰退の問題としても非常に懸念をしているところでございます。

以上です。

○草場祥則議員

この質問は2つの見方があると思います。1つは、町民の方が買物に行く商業施設をつくるその方法と、今とくし丸というんですかね、業者の方がああいうもので回って町民の方に業者が出かけてくるというような2つの方法があると思います。その中で、業者の方が町民の方を回るというようなことは、ある程度小規模のお店でもできやせんかなと私は考えるわけですね。その中で、もう少し商工会の指導があってもよさそうなもんだなと思っておりますけど、商工会、商工業者が動いてるというのは全然聞こえてこないわけですね。

私たちが何十年も前ですか、小売店をつくろうかと、大型店を福富につくろうかというようなことをしたときは、あの頃は武雄にオサダさんがおったもんで、それで武雄からオサダさんと呼んで、今のちょうど道の駅ですか、あそこら辺にそういうような店をつくろうというような運動を、当時私も若かったもんで若手で運動をしたというようなことを思い出します。

今現在、一つも町内の業者で何かしようかというようなことが聞こえてこないもん

で、もう少し商工会といますか、もう少し声を出していいんじゃないかなというように思うところであります。そういうふうな商工業者の動きというのがありますか。

○谷崎孝則商工観光課長

現在、本町におきまして買物弱者の皆さんへの支援と限定した施策はございませんが、まず商工会の現在の動きという御質問でございましたが、商工会との協議、会議等の中では、具体的な買物弱者の皆さんへの支援策というのはいまだ聞いておりません。

そういう中で、本町におきまして行政といたしましての買物弱者の支援策でございますけれども、まずはコミュニティタクシー事業ですね。特に予約制いこカーなどにつきましては、この新庁舎ができたのと同時にこの予約制いこカーの運行も開始をいたしました。こういうところは、町内全域から買物に来ていただいたり病院に行っていたり、交通弱者の皆さんや高齢者の皆さんに使っていただくというような目的でコミュニティタクシー事業を開始をしたところでございます。

そういう買物弱者対策として少なからず御支援もできているものと行政としては考えている部分もございませぬけれども、先ほどとくし丸のお話もございましたけれども、町内では商品の移動販売車である移動スーパーとくし丸が運行をされているというところで、民間による買物支援の取り組みもあるというところで、もちろん我々も把握をいたしてるところでございませぬ。

しかしながら、今後も買物支援へのニーズが高まっていくことがもちろん考えられるわけでございます。そして、町内の地理的な問題ではなく、周辺の環境、家族構成など社会情勢も変化してきておりますので、まずは商工会の皆さんともしっかりと連携をしながら現在の状況の把握に努めながら検討をしていくというところで、商工観光課としては、町としては考えております。

先ほど議員からもお話がありましたけれども、小売業の方でも行商で回っていただいているとか、そういうところも我々も認識はいたしております。そういうことで、商工会の会員の皆様、商工業の皆様とも連携しながら、買物弱者対策については取り組んでいかなければいけないと思っておりますのでございませぬ。

以上でございます。

○草場祥則議員

課長、今後は商工会とよく連携して、そういうふうな弱者対策というのを考えてやってもらいたいと、そして若い商工業者がもう少し元気が出るように指導をしてもらいたいと、そういうふうに思っております。よろしく申し上げます。

それでは、これは重なりますけど、2番目の高齢者の運転免許証自主返納の状況、それと重い荷物を持たない高齢者も多くなるなど、買物支援のニーズは高いものと思われませぬ。地縁、血縁による関係性が希薄化するなど、病気、けがなどをきっかけに誰もが買物困難者となる可能性があります。本町の特性に合った買物支援の仕組みをつくってまいりたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○中村政文総務課長

私のほうからは高齢者の運転免許証自主返納の状況についてお答えをいたします。

白石町にお住まいの方の過去3年間の返納実績となりますけれども、令和3年度は運転免許証自主返納者が98名で、そのうち運転経歴証明書の交付を受けた方が76名です。令和4年度につきましては、返納者が88名で運転経歴証明書の交付が65名となっております。また、令和5年度につきましては、返納者は90名となりまして、うち73名に運転経歴証明書の交付がなされておるところです。

以上です。

○小野 勉長寿社会課長

先ほど総務課長から運転免許証の自主返納の状況について答弁がありました。返納された方につきましては、御家族などの支援のある方もおられますけれども、高齢化に伴う移動支援の対応は必要ということで認識しております。

高齢者の買物支援につきましては、軽度生活援助事業、この中で買物援助を行っております。そのほか、社会福祉協議会で行われているかせすっけん事業、この中の買物代行サービス、このほか介護予防普及啓発事業の一つ、元気が出る学校というのをしておりますけれども、その中でリハビリの一環として買物支援を行っております。また、高齢者の見守りを兼ねた配食サービス事業も高齢者の買物支援の一つとして捉えております。

今後も現在の事業を中心に支援を続けてまいりますけれども、それに併せて社会福祉協議会に委託しております生活支援体制整備事業、この中で、対象者は限定されますけれども、現在のところ新たな買物支援を行うということで、今年度モデル的に行うということで計画をされてるところです。このように、町としましても、高齢化社会の中で現状を見極めながら実情に合った支援に取り組んでまいりたいということで考えてるところでございます。

以上です。

○草場祥則議員

今、私も社協の理事をしておりますけど、社協の仕事を見て、かなり今後大事になってくる組織だなと、そういうふうに思っております。社協との話合いというのはどのような、窓口はどちらですかね。

○小野 勉長寿社会課長

高齢者関係の事業につきましては、私どもが窓口ということになっております。先ほど事業の御説明をしましたが、本日も社会福祉協議会と事業の今後の進捗について検討をしてるところです。高齢者関係の事業につきましては、長寿社会課が窓口ということでよろしいかと思っております。

以上です。

○草場祥則議員

本当に非常に社会福祉協議会が細かいところまでやっておられるようで、非常に心強く思っております。

それでは、3番目に入ります。

これまで身近にあった多くの商店が廃業されたことが、町の活性化にとってダメージが非常に大きかったと思っております。スーパーなどの商業施設の誘致を期待しているという声が多くありますが、町長の考えを伺います。

○田島健一町長

草場議員の御質問にお答えをしたいと思います。

これまで私たちの生活に身近であった多くの地元商店街がなくなり、特に高齢者の方などは不便に感じられてる方も多いのではないかというふうに思っております。本町が令和3年度に住民の皆様を対象に行いました第3次総合計画策定に関わる調査結果からも、町内での買物については満足度が高いとは言えず、本町の課題であるということも認識をいたしているところでございます。

一方で、町内への商業施設の進出の現状を見てみますと、合併以降5店の大型小売店が進出しておりまして、全店舗が現在も営業を続けられております。さらに、有明海沿岸道路の佐賀福富道路が開通したことにより、福富インターチェンジの西側には大型ホームセンターが進出するなど、今後延伸される区間を含めまして商業施設の進出が期待されるところでもございます。

議員のほうからはスーパーの誘致ということでもございますけれども、基本的には事業者による市場調査や商圈分析による結果を基にした出店計画と土地所有者との土地活用に関する意向の合致によりまして実現するものというふうに考えております。現状では、直接町が積極的に開業、出店を誘導することは難しいと思われましてけれども、買物弱者問題が顕著化している状況に鑑み、住宅サービスや買物代行などの買物弱者対策と併せまして、商業施設の誘致策につきましても引き続き内部検討を行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○草場祥則議員

まちづくりの一環として、買物がしやすいというのが非常に重要な要素になってくるんじゃないかなと思います。課長にお願いします。一つの誘致企業としてスーパーなんかを誘致できないものなのか、お伺いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

先ほど町長のほうから答弁がございましたように、特に草場議員御質問のところというのが、これまでに5店舗商業施設が出店されたという動きがあるものの、例えば福富地域でございましてか新拓地域でございましてか新明地域、特に444号線沿いですね。その辺りにスーパー等があまりないといったところが恐らく住民アンケートの中でも顕著な問題として挙がってきていると思います。

しかしながら、出店される店舗といたしましては、農振除外、転用などの手続とい

うものがございます。また、軟弱地盤でございますことから、20メートルを超えます基礎くい等が必要で非常に初期費用がかさむと、そういったところも含めまして、じゃあそこが採算ベースに合うのかと、そういうところでなかなか出店に至らないという部分もございます。そういったところを行政側としてフォローアップできるかどうか、これは例えば初期投資に係る費用を行政側で負担するのですとか、そういったやり方はあると思うんです。

ただ、これはそこで商業ベースに乗って行って、ずっと経営が成り立っていかねければならないといったところも含めまして、これは慎重に考える必要もあると思いますし、専門家の御意見も伺いながら支援については内部検討をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○草場祥則議員

ぜひその初期投資を抑える方法でやっていかないと、なかなかスーパーなんかは来ないと、そういうふうに思います。やっぱり民間企業はもうからんと何もならんことやけん、ですからそこら辺を考えたら、ぜひとも誘致企業と呼ぶというふうな方法も必要じゃないかなと思います。今後のまちづくりの一環として、そういうことをぜひとも考えてほしいと思いますけど、あと一回お願いします。

○山口裕一総合戦略課長

現在商業施設につきましては、誘致企業、せんだっての条例の中の補助の支援事業の中には含まれておりません。しかしながら、今後買物弱者問題が顕著化していくというような問題は非常にございますので、そのあたりを内部検討をさせていただきます。

○草場祥則議員

やっぱり、来てもよかばってん、買うてもらわんぎ、何もならんと。ですから、そこら辺の啓発運動というんですかね、やっぱり買物は町内の業者から買おうというようなことをある程度町としても音頭を取ってやらんと、産業建設常任委員会の委員長もいらっしゃいますけど、そこを使ってでも啓発運動はぜひともしてもらいたいと思いますけど、そういうふうなことは考えておられますか。

○谷崎孝則商工観光課長

先ほどから誘致の関係につきましては総合戦略課のほうから答弁しておりますけど、もちろん皆さんが御不便を感じてらっしゃる部分については、我々行政としても何とかしていかなければいけないということで思っておりますので。

しかしながら、やはり町内業者、町内の商業、小売業の皆様とか町内の店舗の皆さんとの協力といいますか、活性化といいますか、そちらのほうも我々行政としてはもちろん考えていかなければいけないと思っております。ですので、もちろん大型商業施設の誘致は本当に必要であると、そういうことを進めていく方向性は本当に大事なことだと思っておりますけど、町内の商工業の皆さんの活性化についても、何とか各

種団体とそういうところも膝を突き合わせながら町の方向性について我々も真剣に取り組んでいきたいと思えます。

以上でございます。

○草場祥則議員

この問題は、1つの商店を助けるという意味じゃなくて、今後のまちづくり、また人口増については買物がしやすいところじゃないといかんと、病院も必要、そのようなことで、今後ともぜひとも商工業者の奮起を喚起していただきますように指導をお願いしたいと思えます。

それでは、最後になりますが、有明海沿岸道路福富インターの開通後、町内の交通量は飛躍的に増加しているように感じます。県道36号武雄福富線沿線の開発を町が主体となり推進していくべきじゃないかなと思えます。その中で問題になるのは、やっぱり農地転用とかいろんな規制ですね。それをどうするかというのが一番今後とも問題になってくるものと思えます。そこら辺のことの説明をお願いします。

○吉村 浩農業振興課長

農業振興課から白石町内の土地利用の中でも、特に農地に関する規制についてお答えいたします。

本町は、農業振興地域の整備に関する法律、一般に農振法と言われますけれども、これによって農業振興地域として佐賀県から指定をされています。これに基づいて、町が作成する農業振興地域整備計画、そして農用地利用計画において農業用に確保すべき土地を農用地区域ということで定めているわけです。このために、農用地区域内にある農地を農地以外の用途に利用する場合には、農用地利用計画の変更、一般に農振除外ということ言われますけれども、農振除外手続が必要となります。

県道36号武雄福富線沿線についても、農振法に基づいてほぼ農用地区域として指定をされておりまして、開発が制限されてるところです。また、農地法では、国内の農業生産の基盤である農地が限られた資源であることから、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用するための権利の取得を促進し、農業生産の増大を図り、食料の安定供給の確保に資することを目的としています。

議員御質問の県道36号武雄福富線沿線の開発につきましては、まず農業振興地域内の農用地区域内の農地から除外を行う必要があります。その手続が済んだ後に個々の農地について転用の申請許可が必要になってきます。本町の振興のためには、主要幹線道路沿線の開発は重要なテーマであるとは認識をしております。農業の生産基盤である農地をしっかりと確保しつつ、農業振興地域との住み分けについて検討していくということが重要な課題であるということ認識をしております。

以上です。

○草場祥則議員

今後この農地転用が非常に厳しくなってくるというようなことで、後日重富議員が質問されるようになっておりますけど、この農地法の改正と申しますか、そういうも

のはどういうふうな影響があるものですかね。今現在できているナフコのあのようなものは申請をしたらまたできるわけですかね。今後この改正によって、これができたらもうそういうものは駄目なんだというようになるわけですか。

○吉村 浩農業振興課長

先日食料・農業・農村基本法の改正とか関連法の改正がございましたけれども、報道等で農地の転用等が厳しくなるというふうなお話があります。背景には、いわゆる食料安保ですね。食料安全保障の関連で、全国的に農地が減っているために農地が減るのをこれ以上は止めたいという国の思惑があるようでございます。

そういうところではあるんですけども、農業者が農業用に関連施設をつくるときには転用をしなくてもできるというふうな特例も設けられるということで、そういうめり張りはつけられますけれども、全体的には優良農地を確保していこうというのが我々農業サイドでも必要なことかなということだと思っております。

以上です。

○草場祥則議員

私が一番疑問に思うのは、今どんどん田ん中が安くなりよるというのを聞きます。ということは、白石町の財産がなくなっていると考えた方がいいですかね。町長、どがんですか。この前の質問では町長はそういうことはないというふうな答えをもらいましたけど。

○田島健一町長

農地の価格とこの開発の規制であるとか農業の振興であるとかということについては、私は相関関係はないんじゃないかなというふうに思っています。やはり、農業をしたいという若者といますか、後継者とか企業者のあたりがいらっしやれば農地は高くなっていくだろうし、私たちは今、先ほどから言われておりますように、転用をいかにしていくかということについてを農業地である我々白石町はもっともっと考えていかないかん。農地も一生懸命守っていかないかん、農業も発展させていかないかん、しかしながら人口も増やしていかないかんというところの板挟みがありまして、先ほどの課長答弁にもありましたように、振興区域の住み分けといいますか、そこら辺をどうしていくのかというのは、私たち町が県や国に対してしっかりと物を申していかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。価格については関係は、私の頭の中ではございません。

以上です。

○草場祥則議員

以前の質問も関係ないというふうな話でしたので、そうだろうと思っております。ただ、今後その住み分けといいますか、それがかなり必要じゃないかなと、そういうふうに思います。また、企業を入れて人口を増やす、また農業を盛んにして農業所得を増やすというふうなことの両方とも必要ですので、ぜひともその住み分けというの

をやってもらって、よりよい町になれるように頑張ってもらいたいと思います。
以上で私の質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで草場祥則議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

10時28分 休憩

10時45分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。溝口誠議員。

○溝口 誠議員

公明党の溝口誠でございます。

通告に従い、質問をいたします。

最初に、学校通学路の安全対策とスクールバスの運用について伺います。

本年4月に新しく新設白石中学校が開設いたしました。はやもう2箇月半過ぎておりますけれども、そういう中で新設の白石中学校のスクールバスの運用状況について伺います。そして、問題点や課題はなかったのか伺います。

○永石 敏新しい学校づくり課長

スクールバスにつきましては、本年4月から福富方面4台、新明方面1台、牛間田方面1台の計6台6路線で運行を行っております。運行を開始し2箇月近くが経過しましたが、今のところ大きなトラブルはなく、おおむね順調にスタートを切れたのではないかなと考えてるところでございます。

運用状況についてという御質問ですが、資料請求がございましたスクールバス1台ごと、路線ごとに関する資料に沿って説明をさせていただきます。

この資料は、4月15日から5月25日までの実績を取りまとめたもので、部活動については1年生の参加を考慮し、5月1日からのものとなります。

まず、利用者でございますが、利用対象者107名であり、その全ての方が利用申請を出されております。

次に、平日における実際の利用状況は、登校便が87%、下校便が82.4%となっております。下校便が若干少なくなっておりますが、学校終了後、真つすぐ社会体育や習い事に保護者などが送迎等を行っているのではないかと推測をされます。スクールバスは定時になったら出発いたしますので、運行に支障はございません。利用率は87%となっておりますが、残りの13%がどのようにして通学をしているのかは把握ができておりませんが、自転車による自力登校や保護者送迎、休みなどが考えられるところでございます。なお、スクールバスをほぼ利用しない生徒、あまり利用しない生徒が7名いらっしゃるところです。

昨年度開催しましたスクールバス説明会においても、対象地域だからといって絶対

に利用しなければならない、必ず毎日乗らなくてもよい、自転車などで行く日があってもよいと伝えているところであり、自力で登校することに進んでチャレンジしてもらいたいと考えております。部活動便の利用者が少ない状況となっておりますが、効率のよい運用ができないか検討を重ね、改善を図っていきたいと思っております。

以上です。

○溝口 誠議員

先ほどの利用者の中で、スクールバスをほぼ利用しない生徒、あまり利用しない生徒は7名いるということでありました。この7名の利用されていない理由というんですか、状況をお知らせください。

○永石 敏新しい学校づくり課長

先ほど7名の方が利用しない、またはあまり利用しないということでお伝えをさせていただきました。この方々が先ほども申しましたように、保護者の方が送迎で送られているものなのか、自転車等で通学されているのかのところについては把握ができていないところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

利用の届けは出してあるけども利用はしてないということで、年度によって学年が変わってくるとまた変わると思いますけども、距離的なこともあるし、そこら辺のところをしっかりと把握をしていただきたいと思います。

そして、次に部活での利用者が少ないのはなぜかと。私の家の裏の武雄福富線をスクールバスは通って行くんですけども、第1便はそこそこ乗ってありますけれども、部活の第2便が帰るときはほとんど乗ってないという状況が見受けられました。そういうことで、この少ないのはなぜなのか。中には1台のバスに1名しか乗ってないとか、そういう状況もございました。それはなぜなのか。

それからまた、自転車通学6.5キロ以内の生徒の利用はできないのか。スクールバスの利用者と同じ区内、1地域で言えば福富の下区でも利用できる生徒と、同じ下区でも境界線があって、その隣は利用できないという子がおりまして、非常に区内でも分かれているという状況でございます。そういうことで、そういう6.5キロ以内の生徒の利用はできないものなのか、聞かせてください。

○永石 敏新しい学校づくり課長

まず、スクールバスの部活動での利用者が少ないのはなぜかということにつきましてお答えをいたします。

先ほどスクールバスの利用対象者は107名と申しましたが、そのうち部活動に入部している生徒は68名であり、バス利用者の全体の64%程度となっておりますので、おのずと部活動でのバスの利用は少なくなっただけで、また、部活動便は各部の活動状況によって左右されますので、どうしても日によってばらつきがあり、利用者が

少ない日がございます。特に、休日は少ない状況となっております。

3中学校が1つになり、部活動の開設数が昨年度の白石中学校と比べ増加しておりますが、練習で利用できる施設数は変わっておりませんので、休日については午前中だけで全ての部活動を行うのは厳しいのではないかと想定で午前便と午後便の2便を運行することとしているところですが、休日は各部の加入者数のばらつきや他校での練習試合、天候などの関係もあり、利用者数が少ない便もございます。5月については部活動の練習時間が各部午前中に集中していたため、午後便の運行はいたしませんでした。このような状況ですので、事前に学校のほうで休日の部活動状況を確認していただき、利用者がいない便は運行しないこととしております。

しかしながら、利用対象者はいるが利用する生徒がいなかったということもあっております。休日の部活動は数日前に練習試合が決まり、天候の関係などで学校側も直前にならないと活動状況がなかなか分からない部分もあるとのことで、苦慮されておられます。

このように、実際に運行を開始してから見えてきた部分もあり、町、学校、運行委託者と密に連絡を取り、なるべく無駄ができないように改善を行っているところでございます。今後も協議を重ね、休日部活動の運行体系を確立していきたいと考えているところです。

次に、自転車通学6.5キロ以内の生徒の利用に関してですが、実際そのような御相談も数件いただいております。自転車に乗れないとか、すぐ近くの子はスクールバスに乗っているのにとかという話もあっておりますが、利用できない旨の説明をして御理解を求めています。

スクールバスの運行に当たっては、公平性が重要なことの一つと考えております。通学距離6.5キロは白石地域の生徒との公平性を考慮し、白石地域における最長距離を基準に設定をしております。対象地域については、必ずどこかで境界を設けなければなりません。バスの定員に余裕があるからといってある路線だけ緩和すれば、ほかの路線との公平性が保たれません。また、6.5キロ以内の生徒であっても支援が必要な生徒やけがをしている生徒を乗せてはどうかという議論も行いましたが、スクールバスの対象地域となっていない生徒を乗せることは難しいので、これまでどおり保護者対応としているところです。

ただ、しゃくし定規に6.5キロ以上と決まっているので利用できませんというのではなく、御理解を得られるように丁寧な説明を行っていくことは重要と考えております。また、6.5キロという基準や基準距離以内のバス利用についても、要望があったからといって簡単に変えられるものではないと考えておりますが、今後のバスの利用状況や生徒の数の推移など、様々な状況も見ながら検討をしていくことは必要と思っております。

以上です。

○溝口 誠議員

基本的には、この6.5キロを基準にしてやるということでありました。

それで、今の答弁の中にもありましたように、支援が必要な生徒、またけが等をし

ている生徒はこの基準では乗れないということでございますけども、そういうところは少し配慮をしていただければ、せつかく25人乗れますので、6.5キロ以内はちょっと無理かもしれませんが、そういう特殊な事情があって自転車とかで行けないという方は考慮をしていただければなということをお願いをしたいと思います。

次に、通学路の国道207号や444号利用の安全性はどうなのか。特に444号線を横断するところ、北明に1箇所あります。それから、特に危ないなと思うところは、有明地域から通学する廻里津商店街を通ってくる通学路でありますけども、その廻里津の町の手前とか、こっちの中学校のほうは歩道がきちっとありますけども、この商店街は歩道がありません。車道と歩道が線を引いてあるだけで、非常に交通量も多い中で、特に商店がありますので、商店に買物に來られたり用事がある方が車を止められます。車道のほうには車は止められませんが、店のほうに1メートルか1.5メートルぐらい幅がありますけど、そこに止められます。それが1台だけだったらいいけど、何台と止められたら、そこを通学する子どもたちは車道に1回出て、そしてまた元に戻るといふ通学の仕方をします。車道に出るといふことは非常に危険であります。危ないです。そういうことで、非常にそういう危険なところを通学路としてされております。ここら辺をどう改善していくのか。

また、旧福富中学校、旧有明中学校の生徒で、統合により新たに自転車通学となった生徒についての安全対策は取られているのか伺います。

○永石 敏新しい学校づくり課長

まず、国道207号及び444号の安全性という問いでございますが、国道につきましては安全面を考慮し、自転車や歩行者が通行できる自歩道がないところは原則通らない、原則として信号機のある横断歩道を渡るとのルールを基に通学路として設定をしているところでございます。また、通学路設定に当たっては、自歩道がある道路を優先するという考え方を基準に検討を行ったところで、車道との分離は安全面において重要なことと捉えております。

しかしながら、廻里津商店街のところは、一部歩道がない部分がございます。路肩は広めではございますが、歩道がないため対策が必要と考えているところで、先日実施しました通学路点検でも重点的に確認を行ったところでございます。現在、県へ路肩部のカラー舗装などの要望を行ってるところで、早期に実現してもらうように働きかけを行い、安全面を確保していかなければならないと考えております。

福富、有明からの生徒の安全対策として、昨年度歩道の一部拡幅や道路標識の整備を行ったところです。また、開校後は町、学校、PTA及び交通指導員の方と連携し、立哨を行ったり、交通安全協会からの安全講習、学校からの生徒への指導を行っていただいております。

開校して2箇月余りとなりましたが、生徒たちの声や保護者、地域からの御意見も参考にさせていただきながら、今後も引き続きハード面及びソフト面において安全対策を行っていかねばならないと考えております。

以上です。

○鶴田浩紀建設課長

旧有明中学校の生徒につきましては、国道207号を通学路として利用していますが、大井橋付近から中学校正門前までは歩道が狭く、自転車での通行は大変危険な状態となっておりますので、通学路として町道廿治大井線を通行するように指定されております。この路線は、生徒の通行量の増加も考慮して、令和2年度より新たに歩道を設置する工事を延長680メートル区間にて整備中でありまして、令和7年度には全線が完了する予定です。

また、旧福富中学校の生徒につきましては、国道444号を経由して町道太原本線を通して中学校までの通学路として利用しておりますが、太原本線の終点部分、約460メートル区間はまだ歩道が整備されておらず、一般車両と生徒が交錯し危険な状態となっておりますので、令和7年度より歩道を新たに設置する計画をしております。歩道を整備することで、通学する生徒をはじめ道路利用者が安心して通れるよう、交通安全面の構築を進めていきたいと考えております。

以上です。

○溝口 誠議員

先ほど説明いただきました道路を見させていただきました。非常に立派に、2.5メートルぐらいの幅広い歩道ができておりました。あと少しですけども、完成できたら大分安全性が増すんじゃないかなと、そう思っております。

次に、令和8年開校予定である有明小学校の通学路計画について伺います。

○永石 敏新しい学校づくり課長

有明小学校の通学路につきましては、現在新しい学校づくり準備委員会で検討を行っているところでございます。学校の位置が元の有明中学校となりますので、旧有明中学校の通学路、現在の有明地域3小学校の通学路をベースに、中学生と小学生の違い、自転車通学と徒歩通学の違いなども考慮しながら検討をしておるところでございます。

今後警察や県、学校、町の関係課と通学路点検も行い、安全面だけではなく防犯面も併せて検討し、通学路を決定していきたいと考えております。また、整備箇所の検討を行い、より安全な通学路となるよう整備を行っていかねばならないと考えてるところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

新しい小学校もスクールバスが運用をされると思います。スクールバスと徒歩通学の安全面をしっかりと御検討していただきたいと思います。あと2年を切りましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、令和12年開校予定の白石地域新設小学校、この通学路計画はどのようにされているのか。その中で、特に児童の半数は国道207号線を横断をして学校に行かなければなりません。

実は、この小学校に行くためには、歩道橋を含めて14箇所の横断する場所がございます。その中の7箇所が信号機がついてあります。信号機のないところは危ないので、基本的には信号機のあるところを渡ってくると思います。それで、7箇所あります。そして、信号があるとなれば新しい中学校の前の信号機のある横断歩道を渡ると思いますけれども、あそこは非常に待機場所がございます。四差路、JAの倉庫があって、待機場所がありません。あそこに今中学校もかなりの人数が、前の中学校よりかは人数が多いと思います。これに小学生が加わってくると、あそこでは非常に危ないです。もし車が何かの調子で来たら、もう大きな事故になると思います。本当に大変な、あそこで横断するという事は非常に無理だと思います、厳しいと思います。

そういうことで、この対策をどのようにされていくのか。今小学校の場所はもう決まりました。あと、建物とかそこら辺のことは今から決めていかれると思いますけども、もう場所は決まりました。ですので、この通学で207号の横断をするのはどうするのか。信号機のところを横断しても、西側のほうは結構歩道は広くあります、東側はほとんど通行できません、家と道がひっついてますので。それで、渡っても、その横断歩道を通って来なければいけないんですね。非常に国道の横は歩道であっても、小学生ですので危ないと思うんです。そういうことで、どちらにしても非常に厳しい状況でございますので、その対策はどのようになされてるのか伺います。

○永石 敏新しい学校づくり課長

白石地域の新設小学校の通学につきましては、これから具体的に検討をしていくこととなりますが、白石地域新設小学校の国道207号の横断対策は大きな課題として認識をしてるところでございます。

議員が申されますように、小学生の国道横断につきましては信号機は必要不可欠を考えておりますが、現状の信号機設置状況を見ますと、新たに信号機の数を増やすことは難しい状況であると想定をしております。現在の中学校前の交差点は、中学生だけでも混雑している状況で、この上、小学生が渡るとなると、さらに混雑することとなりますし、その前後となりますと、北側はセブーンイレブン付近、南側は干拓道入口まで行かなければなりません。JA前にも信号機がありますが、あそこまで行くための歩道の設置がないことから、利用は難しいのではないかと考えております。

現在も中学校前の交差点改良や国道への歩道設置等の要望、協議を県のほうとさせていただいておりますが、今後さらに令和12年度の白石地域新設小学校の開校を見据えて、安全・安心な通学ができるよう、県や警察などと国道整備や信号機の新設について協議し、対策を取っていかねばなりません。要望したからといって必ずしも対策していただけるとは限りませんが、現実に向けて最大限の努力をしていかねばならないと考えております。

白石中学校や有明小学校の通学路については、新しい学校づくり準備委員会で協議、決定をしているところですが、国道となると整備の期間に相当の時間を要しますので、準備委員会の設置を待たずに、国道を渡る児童数や中学生との動線も考慮しながら早めに方針を固め、対策を進めていかねばならないと考えてるところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

新しい小学校、スクールバスも運用されますけども、かなり長距離を歩いて来る子どもが多いと思います。そういう中で、それだけでも大変な中に、最後の難関である学校の前の国道を横断しなければいけないと。私の孫もおりますけども、孫も新しい小学校に行きますけども、非常に不安です。本当に大丈夫かなと、そういう気持ちでいっぱいです。ですから、できれば横断歩道橋、これがあれば一番よかと思います。それで、今そこにある郵便局の前の横断歩道は利用されていますけども、大体新しい小学校ができれば、役場から北側のほうはその歩道橋を利用していいと思います。だけど、役場から南のほう、北明のほうの生徒は、全部中学校の前のさっき言った信号を渡らなければならない。わざわざこっちまで来てから横断歩道橋は渡って行きませんか、せめてこの役場を境にしてこっち側ですね、北側という形になります。

そういうことで、一番いいのは歩道橋ができるのが一番安全ではないかと。そして、永続性がある、安心して。学校がなくなるか国道がなくなるか、どっちかなくなる限りはこの課題はずっと続きますので、一番いいのは歩道橋ができるのが一番いいんですけども、なかなか歩道橋といっても、すぐはできません。やっぱりお金も要ります。国の許可も要るし、様々な課題があります。一気には行きませんので、じゃあ来年開校するから歩道橋をといても、それはもう間に合いません。あと6年ありますのでそこら辺を、もし歩道橋をするのであれば、もう手当てを、対策をしようかと、国や県に要望をしたりとか、そういうことももうしようかんばいかんと思います。いや、もうそれは歩道橋を造らんでよかと、信号機の横断歩道だけでいいというのであればいいんですけどね。もしそういう対策をするのであれば、早急に手を打っていかなければならない。町長、いかがでしょうか。

○田島健一町長

溝口議員の御質問にお答えしたいと思います。

ただいま担当課長が申しましたように、白石地域新設小学校を設置、建設するに当たっては、その周辺の通学路の整備、殊に児童が毎日行き来する通学路の整備というものは、大きな課題でございます。特に国道207号は、通学区域の中央を横断する形で走っておりますので、学校をどこに設置しても国道の横断というのは必然でございます。周辺の道路及び国道のいずれの対策にいたしましても、信号機の設置や歩道の拡幅など、ハード面の整備は町が単独で計画し整備するものではございません。そこで、先ほどの課長答弁でもありましたように、新しい学校づくり準備委員会の設置を待つことなく、関係者の協力を得ながら早期に町として検討にも着手していきたいと思っております。そして、道路管理者や警察との協議にも入っていきたいと考えております。いずれにいたしましても、横断歩道橋を含めましても、児童・生徒の安全・安心というのを最優先としてこれに取り組んでまいりたいという決意でございます。

以上です。

○溝口 誠議員

この国道の横断ということは、非常に大切な課題でございます。これをまずクリアできるようにしっかり対策をお願いをしていただきたいと思います。

次に、2点目ですけれども、带状疱疹ワクチンの助成について伺います。

実は、通告をしましたときにはこのワクチン補助助成はまだ聞いておりませんでしたけれども、この通告をした後に今回の6月議会で上程される議案の中で带状疱疹ワクチンの助成をするということが決まりました。そういうことで、後で知りましたので質問させていただきます。

特に高齢者に発病する带状疱疹の症状について伺います。

○木須英喜保健福祉課長

带状疱疹についての質問でございます。

带状疱疹とは、通常水ぼうそうと申しますが、これと同じように水痘、それと带状疱疹ウイルスを原因として発症する病気です。初めは皮膚がぴりぴりするような痛みを感じ、時間の経過とともに赤みや水疱を形成、水膨れなどの症状が現れます。時に、全身に水痘のような発疹が広がる場合や顔面神経麻痺や視力障がい来すこともあるようでございます。皮疹、皮膚の発疹が治った後も、うずくような痛み、疼痛や感覚異常が数箇月から数年にわたって続くことがあり、带状疱疹後神経痛というふうに呼ばれております。

带状疱疹は、加齢に伴って発症率が高くなり、特に50歳代から急激に増加し、80歳までに3人に1人が発症するというふうにされております。初めて水痘・带状疱疹ウイルスに感染すると、水痘、水ぼうそうとして発症し、その後もウイルスは生涯にわたって体内に潜伏をいたします。ふだんは悪さをすることはございませんが、ストレスや疲れ、免疫機能の低下などに伴いまして、体内に潜んでいたウイルスが再活性化すると、带状疱疹を発症いたします。带状疱疹の治療では、一般的に抗ウイルス薬による薬物療法が行われます。最近では60歳以上の人に対して带状疱疹ワクチンを使用できるようになりまして、ワクチンによる予防が可能となりました。带状疱疹の主な症状は、皮膚症状と神経痛の2つですが、時に合併症も見られます。

次に、皮膚症状と神経痛の代表的な合併症について御紹介をいたします。

まず、皮膚症状ですが、带状疱疹では通常体の左右どちらかに赤い斑点が帯状に広がり、その上に小さな水膨れが生じてきます。带状疱疹という病名は、このような皮膚症状の特徴に由来をしております。症状がよく現れる部位としましては、肋間神経のあります胸や背中が挙げられますが、顔、下腹部、腕、足、お尻など、体のどこにでも出現をいたします。重症の場合には、局所の皮疹、皮膚の発疹に加え、全身に水痘のような発疹が生じることもございます。带状疱疹による発疹は、ぴりぴり、ちくちくするような痛みを伴います。そのため、発疹だけでは虫刺されやかぶれと判別が難しいケースでも、痛みの症状によって見分けがつくこともあります。水膨れにはうみや血を含むことがありまして、治癒とともにかさぶたになります。

次に、神経痛です。神経痛は、急性期の痛みと带状疱疹後神経痛に分けられます。急性期の痛みはしばしば発疹の出現よりも前から現れまして、体の左右いずれかの皮

膚にぴりぴり、ちくちくとした痛みを感じます。帯状疱疹後神経痛は、皮疹が治った後も数箇月から数年にわたって続く頑固な痛みです。焼けつくような、電気が走るようなというふうに表現される特徴的な痛みで、衣類がこすれたり、冷たい風、冷風が当たったりするだけでも強い痛みを引き起こされることがございます。症状には個人差がありまして、人によっては夜も眠れないほどの痛みが生じることもございます。帯状疱疹後神経痛は、年齢が高くなるほどリスクが高くなると言われております。

症状については以上でございます。

○溝口 誠議員

国民の約90%がこのウイルスを持っているということでございます。特に、先ほどありました50歳からこの症状が非常に出始めるという、そして80歳までに3人に1人がこの帯状疱疹にかかるという、症状が出るということです。

私もかかりました。非常に痛いございます。痛さが半端じゃありません。私の知り合いの方でも本当にこの帯状疱疹になって、日常生活ができないという、寝たきりみたいな形になった方もいらっしゃいました。そして、これは症状が、体であればそこですけれども、目とか顔面に来ると目が見えなくなるとか、それから耳が聞こえなくなるとか非常にひどい症状になって、そしてまたこれが治ったとしてもこの激痛がずっと続くということで、最終的には神経を遮断しなければいけないような治療をしなければ痛くて痛くてしょうがないという、本当にこの症状が出れば大変な状況になります。3人に1人になるということでございますので、これはいろんな免疫が低下したりとか生活が不規則だったりとかストレスがたまったりとか、そういう場合にこの持っているウイルスが顕在化してくるということでございます。

そういうことで、この有効な対策としてはワクチン接種が有効とされております。このワクチンは2つございまして、生ワクチンと不活化ワクチン。生ワクチンは1回でいいです。大体約1万円前後。しかし、効果が60%ぐらいしかないと、そして期間も約5年間ぐらいだと。不活化ワクチンは、2回打たなければいけませんけれども、これは約90%の予防効果があって、これが約10年間効果があるということで、これが大体4万円から5万円かかると。2つのワクチンが有効であると。

しかし、これは任意接種でございます。任意接種ですのでこの接種料が全額自己負担でございます。生ワクチンの場合は1万円前後ですけれども、この不活化ワクチン、これを2回、これが4万円から5万円と。打ちたいけれども接種料が高額なため接種を控えていると、そういう高齢者の方もいらっしゃいます。

そういうことで、町としてもこのワクチン接種の助成を考えてはどうかなということで質問しましたが、先ほど言いましたようにこの6月議会で上程されるということで、その件についてよろしく申し上げます。

○木須英喜保健福祉課長

今の答弁の前に、先ほどの答弁でワクチンの使用について「60歳以上」と言いましたが、「50歳以上」ということで修正をさせていただきます。申し訳ございません。

それでは、先ほど質問がございましたワクチン接種についての御質問でございます。

原因となります水痘・帯状疱疹ウイルスに対しましては、成人の9割以上が抗体を持っていることから、既にほとんどの人が感染していると考えられ、誰もが帯状疱疹を発症するリスクがございます。予防としましては、食事のバランス等に気をつけ、適度な運動と十分な睡眠を取り、できるだけ健康的な生活習慣を保つことが大切です。さらに、50歳以上の方については、ワクチンを接種することで免疫力を高め、病気の発症や重症化を抑えることができるとされています。

帯状疱疹ワクチンにつきましては、先ほど申されましたとおり、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類がございます。予防効果及び持続効果は生ワクチンの予防効果が約50%、効果は8年から10年で消失をされると言われております。不活化ワクチンの予防効果は90%から98%、効果は10年後でも80%以上持続されると言われております。どちらも任意の予防接種ですので、接種する場合は全額自費で接種をすることというふうになっております。接種費用は、紹介にございましたが、生ワクチンは約7,000円から1万円、それから不活化ワクチンは2万円から2万2,000円程度でございます。2回の接種が必要となっております。議員おっしゃられますとおり、大変高額ということになります。

そこで、白石町では、令和6年9月からワクチンの接種費用の一部助成ができるように今回の補正予算に助成費用を計上させていただいております。助成対象者は50歳以上、助成額は接種1回につき5,000円を助成予定ですが、不活化ワクチンにつきましては2回の接種が必要ということがございますので、1人につき1万円を助成するというふうなことになります。なお、生涯に1回限りの助成といたします。

ワクチンは、帯状疱疹を完全に防ぐものではございませんし、接種ができない人、あるいは注意を必要とするような人もございます。また、2種類のワクチンにはそれぞれ紹介しましたような特徴がございますので、どちらを接種するかに当たっては医師のほうとよく相談して、個人ごとに接種をしていただきたいというふうに考えております。助成の開始時期及び方法につきましては、接種の体制が整い次第、町民の皆さん、医療機関に広報等を行っていく予定でございます。

以上です。

○溝口 誠議員

県下の中でも助成をする自治体はまだまだ少のうございます。そういう中で、白石町が今回ワクチンの接種の助成をしていただくと、非常に素晴らしいことだと思います。そういうことで、接種をしたいという方がたくさんいらっしゃると思いますので、9月からということがございますので、しっかりこの周知徹底を、こういう形でワクチン接種の助成が始まりますということ周知をしていただいて、そういう要望のある方にこのメッセージがきちんと届くようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひし、私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで溝口誠議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

11時29分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。友田香将雄議員。

○友田香将雄議員

議員番号3番、友田香将雄でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目1番、町財政健全化と地域振興に向けた取り組みについて質問いたします。

まず、令和4年の財政状況として、経常収支比率が89.9%、公債費負担率が警戒ラインの15%を超え18%、実質公債費比率が要注意基準の10%に3年連続かかっております。令和5年12月議会では、吉岡正博議員が今後の財政状況は大丈夫なのかと質問されましたが、当時の企画財政課長からの答弁として、基金の枯渇もあり得る、事業の取捨選択、優先順位等の見直し等の財政運営が必要とのことでした。また、副町長からは、決して安心できる状況ではない、危機感を意識して進めていく必要があるとのことのお答えがありました。しかし、具体的に予算を何%カットしていくなどの一律的な指示をしているかとの質問に関しては、具体的には指示をしてはいないが、危機意識を持って対応していくとの答弁だったというふうに記憶しております。

そういったお話だったので、その後出される予定だった令和6年度予算を私としても注視しておりましたが、一部合併特例債が今年度までということもあり、駆け込み利用のようなものもあり、優先順位に少しだけ疑問を持つような予算組みの仕方が見受けられております。

財政の健全化に向けた取り組みが喫緊の課題ということは12月議会の一般質問で確認ができましたが、具体的にはどのように取り組んでいくのか、令和5年度ではどのように取り組み、また令和6年度、またそれ以降についての計画について質問いたします。

○大串恭隆企画財政課長

これまでの説明と同様な説明になろうかと思いますが、令和5年度、令和6年度に限りませんが、本町の財政は自主財源に乏しいために国の方針に大きな影響を受ける状況でございます。大きな財源不足には毎年多額の町債を発行して財源に充て、それでも不足する場合は基金の取崩しで帳尻を合わせる財政運営が常態化をしております。また、市町村合併によりもたらされました財政支援措置であります合併特例債は、これまでの借入れに対する償還金額の7割が交付税措置をされておりますけれども、令和6年度で終了をいたします。それ以降の事業費は必然的に縮小せざるを得ない状況であると考えております。

これらのことから、できる限り将来に負担を残さないように収支改善策に取り組み、健全化を図っていくことが急務であるとし、各課各局が創意工夫を図り、事務事業の

見直しや事業の優先順位などの選択などを行いながら、令和5年度、6年度の予算を編成しております。

以上です。

○友田香将雄議員

同じく12月議会の、それこそ先ほど申し上げました吉岡議員の答弁の中に、副町長の中で、合併の算定替えから一本算定までに縮減していく金額を10億円以上と推計していたということだったけども、実際は6億円から7億円程度ということで、縮減の幅は小さくなっていたということの答弁がっております。これをそのまま考えていってわけじゃないと思うんですけども、これを見る限りでも、恐らく数億円程度、6億円か7億円、10億円程度の削減を今後やっていく必要があるということじゃないかなというふうに見てとれるんですけども、財政健全化の取り組みの中で重要となる公共施設の再編におきまして、小・中学校の再編が現在行われております。福富中学校跡地を分譲する計画となっていたというふうに思っておりますが、それについておおよそ経費削減の効果はどの程度あるのかというあたりの答弁をお願いします。

○大串恭隆企画財政課長

今年3月に改定をいたしました公共施設等総合管理計画では、年間660万円の負担軽減になると試算をしております。この試算につきましては、福富中学校における最近3箇年、令和2年度から4年度までの維持管理に係る経費、この中には人件費は含まれておりませんが、この決算データの平均値を用いた数字でございます。

以上です。

○友田香将雄議員

まだまだ経費削減としてはしっかりと取り組んでいく必要があるということが見てとれたというふうに思っております。

今後予定されている小学校統合におきまして、空き校舎が発生していきます。公共施設の再編に伴うこの削減というところを30%以上というふうに打ち出されてたというふうに思っておりますが、それを鑑みた場合、小学校の跡地はどのくらい残せるということで考えられているのでしょうか、またそれを行った場合の財政的負担軽減はどのくらい想定されてるのかの答弁をお願いします。

○大串恭隆企画財政課長

公共施設等総合管理計画におきましては、現在の公共施設、公共建築物の延べ床面積が約11万平方メートルを計画最終年度であります令和18年度までに約31%、面積で申し上げますと約3.4万平方メートルを削減という目標数値を定めております。この面積に対しまして、再編される7小学校と福富中学校の面積の合計は3万5,758平方メートルとなっており、計算上は全て解体、あるいは売却が必要になる数字でございます。なお、目標数値等には計画策定段階での新設白石地域小学校などの建築面積は不明であったために含まれていないこと、確定すれば見直す予定であることを申し添

えます。

次に、廃校する7小学校を全て解体等をした場合の負担軽減額でございますが、先ほどの福富中学校と同様に、公共施設等総合管理計画の試算では年間7,120万円の負担軽減になると試算をしております。なお、ここの数字には解体費等についてはまだ計算をいたしておりませんので、含まれていないことを申し添えます。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほどの答弁には、今後空き校舎に関しては基本的にもう崩すというところを前提で考えていかないと、本町の財政としてはかなり厳しいものになるということの表れじゃないかなというふうに思っております。また、その空き校舎を活用するとなった場合も、例えば今回福富中学校の体育館を活用して民間のほうに貸し付ける形になっておりますけども、そちらについても財政的支援を最初行うという感じで話を聞いておりますので、その減免処理等を考えていくと、その貸し方、その利活用の仕方というところも財政的負担をどれだけかけるのかというところの視点も考えながらその活用を考えていかないと、空き校舎だからって地域のほうで活用しようという議論はなかなか進みにくいというのがこれで分かったんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、次の質問をさせていただきます。

先ほど申しあげましたように、財政的な削減をしていくとなってくるといろんな壁があるということで、なかなか進みにくいということがお分かりいただけたんじゃないかなというふうに思っておりますけども、その中で自主財源の確保というところに関して視点移す必要があるかというふうに思っております。

住民税に関しては、本町の貴重な歳入財源の一つとなっております。この住民税は、所得に応じて負担額が変わる所得割と所得にかかわらず一律の税額が課される均等割、この2つが合わさった金額を町民の皆様や町内の事務所を持たれている方から頂いているものではありますけども、この貴重な財源である住民税の従事されている産業別の割合というところについてはどのようになっているのでしょうか、お願いします。

○出雲 誠税務課長

住民税の産業別割合ですが、総務省が行う調査に所得区分ごとの税額調査があります。これに基づいて答弁をしたいと思います。兼業等により複数の所得がある場合は一番多い所得区分に含まれます。例えば勤め人が兼業で農業を営んでいる場合、給与所得が一番多ければ給与所得区分となります。

令和5年度の個人町民税の課税状況を申しますと、給与所得者が65%、6億9,200万円、農業所得者が25%、2億7,200万円、営業所得が5%、約5,000万円、その他も5%、約5,400万円、個人住民税の合計額が10億7,000万円となります。また、法人税についても申しますと、法人町民税は約5,800万円となっております。

○友田香将雄議員

10億円以上の納税を皆様のほうから頂いてるということで、大変ありがたいというふうに思っております。本当に今現在ふるさと納税に関しても大きいお金をこの町のほうに寄附いただいておりますので、本当にありがたいというふうに思っているんですけども、ただこのふるさと納税自体が今後どういった形になるかというのは未知数ということもありますので、この住民税の確保、自主財源の確保というところをしっかりとこれからも力を入れていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

住民の皆様の所得を押し上げる施策を強化することで税収を確実に確保していくということが求められるというふうに思っておりますが、具体的な取り組みについて質問をいたします。

○大串恭隆企画財政課長

自主財源の確保に関する質問でございますが、本町では未来につながる健全な行政経営を実現するために、コストの削減と限られた資源を効率的に再配分するというこの両方をこれまで以上に突き進める必要があるとして、令和5年3月に第2次白石町行財政経営プランを策定をいたしまして、一定の効果を上げてまいりました。

具体的に申し上げますと、そのプランの推進項目の中に歳入増加策の検討を掲げ、ふるさと納税の推進と使用料、手数料の改定に取り組むとしておりますが、ふるさと納税の寄附額につきましては、基準値としております令和3年度の約8億2,000万円に対しまして、令和5年度はありがたいことに14億2,000万円を超える実績となっております。

また、使用料につきましては、インボイス制度の導入に伴ったものでございますが、施設使用料等を外税方式に統一しての改定や、手数料につきましてはコンビニ交付の導入等に伴いまして住民票、戸籍の附票、住民票の記載事項等の一部の証明書を令和5年12月に今まで抄本200円、謄本400円だったものをどちらも300円に変更をいたしております。また、印鑑登録証明や所得証明などの12種につきましては見直しを行いまして、100円値上げをさせていただいております。

今後もふるさと納税等につきましては、コンプライアンス等を徹底していきながら積極的に取り組むとともに、使用料、手数料につきましても受益者負担の原則に基づく統一的なルールづくりや近隣自治体の調査などを行いながら見直しを検討し、歳入の増加に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○友田香将雄議員

ありがとうございます。

そしたら、住民税を押し上げる意味合いで言った場合の各産業別での取り組みというのを改めて教えていただけますでしょうか。よろしくお願ひします。

○吉村 浩農業振興課長

農業振興課から第1次産業の農業に関する取り組みについてお答えをしたいと思います。

ます。

本町では、第3次白石町総合計画、その中の施策で農林業の振興の主な取り組みということで、農業産出額の向上を掲げております。そのための主な事業としまして、さが園芸888整備支援事業等の補助事業により、農業用施設の整備や農業用機械の導入支援を行ってます。農業者が生産拡大、また所得向上を図っていただくことによつて、自主財源確保に寄与するものと考えてます。

以上です。

○吉村大樹農村整備課長

続きまして、農村整備課から、まず農業に関する今年度の取り組みについてお答えをいたします。

第3次白石町総合計画の中での主な取り組みといたしまして、これは第1章第2節、災害に強く安全・安心な生活環境の整備のところでございますが、干ばつや大雨時の農産物被害に対応するために、水利施設等保全高度化事業や緊急浚渫推進事業により、水路6路線の浚渫等の整備計画を行っているところでございます。また、圃場の冠水被害を解消するために、地域農業水利施設ストックマネジメント事業や排水機場管理事業等を活用して、町内の9箇所ゲートの補修、そして町内13排水機場の管理を計画しているところでございます。

その他、農林水産業の振興というところでいいますと、基幹水利施設管理事業、これは嘉瀬川ダムからの用水のための事業でございますが、その関連施設の適正な管理、また農業生産基盤改善対策事業によりまして、農地の区画拡大や暗渠排水整備の助成を計画しているところでございます。

次に、水産業となりますが、生産性の向上による水産業の発展を目的としまして、水産生産基盤整備事業による住ノ江漁港の整備、そして水産物供給基盤機能保全事業による新有明漁港の漁船を離着岸される泊地の建設工事等を計画しております。

以上の事業を進めることによりまして、農業者、漁業者の安定的な生産が図られまして、所得向上に寄与をするものと考えております。

以上です。

○谷崎孝則商工観光課長

商工観光課からは、第2次産業、そして第3次産業、いわゆる商工業への支援策についてお答えをいたします。

現在、商工観光課では、町内中小企業者が設備資金や運転資金に対し必要な資金を円滑に調達していただけるよう、町内金融機関と連携して資金を供給する中小企業小口資金融資制度や、設備資金の貸付けに伴う償還負担を軽減するための中小企業設備資金利子補給金制度による支援をさせていただいております。また、町内商工業のさらなる振興のための企業、創業者への支援策といたしましては、町内商店街の空き家店舗などを利用して新規出店を行う際の改装費に対する御支援、地域商業活性化支援事業補助金制度や、令和5年度からは創業を検討されている方や創業して間もない方を対象に事業を始めるための心構え、マーケティングの基礎、資金調達のコツ、税

務・会計など、創業に役立つ実践的な知識を習得いただけるよう、しろいし創業塾ということで実施をしているところでございます。

そして、これらの取り組みにつきましては、町内中小業者、中小企業者や創業希望者の方々の身近な相談窓口となっております白石町商工会の協力の下に実施ができております。白石町商工会には町内事業者が抱える一般的な経営相談や税務、金融などの様々な課題に対しきめ細やかなサポートを行っていただいております。今後も引き続き事業者支援の中心的役割を担っていただくため、町といたしましても白石町商工団体振興事業費補助金を交付させていただいております。

以上です。

○友田香将雄議員

様々な取り組みをお答えいただきました。特に1次産業に関しては本当に手厚く実施されてるなというふうな印象を受けます。また、商工業に関しても創業のところからしっかりと支援をされていきたいという強い意志を感じられますし、またサラリーマンの方たちですね。要は雇用されてらっしゃる方たちに関しても本当に多くの納税をしていただいております。そこについても違う形で、沿岸道路の開通とともに住みやすいまちづくりをされていることによって、そのあたりに関してもより一層住んでもらえるような形のまちづくりをされてるんじゃないかなというふうに私も理解しています。

その中でも、またちょっと次の質問に移らせていただきたいんですけども、先ほど産業別の納税額のお話を答弁いただきました。商工業に関しては昨今の人口減少の問題等でなかなか厳しい業者さんが多いというところもあるんですけども、その中でこれから本町としてもしっかりと連携してやっていくために、中小企業及び小規模事業者振興のための条例制定が必要じゃないかということを考え、質問をさせていただきます。

そもそもなんですけども、本町の商工業振興における現状と課題についてということで、第3次白石町総合計画の第3章第2節のほうにあります。本町は商工会と連携し、町内商工業者の持続的な経営安定、経営基盤の強化を行ってきました。しかし、経営者の高齢化や後継者不足、近隣市町への大型店の進出、電子決済の普及等で消費活動が多様化するなど、町内商工業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。一方、消費者目線では、町民アンケートの結果、商工業の振興の満足度が非常に低くなっており、理由の一つとして買物に不便な地域があることが考えられ、改善を図る必要があります。また、新型コロナウイルス感染症や自然災害などによる影響を受けた商工業者への支援も必要です。このようなことから、今後も商工業者の経営や技術の発展のため商工会と協力し、課題を捉えた施策を実施していく必要がありますというふうに書かれております。この理由の中から主な取り組みとして、地域商業の活性化、商工業者への支援、新しいことに挑戦する人や創業者への支援ということで3つ打ち出されておりますけども、今後町としてそういう商工業者を支援するためには、より一層具体的にどのような支援、取り組みをしていくかということに対しての明確なビジョンが必要になってくるというふうに考えております。

かつ、先ほどの文章は、すみません、ちょっと長くお話ししたんであれですけども、注目してもらいたいポイントがあると思っております。

先ほどのお話の中で、もう一回言いますね。一方、消費者目線では、町民アンケートの結果、商工業の振興の満足度が非常に低くなっておりと。理由の一つとして買物に不便な地域があることが考えられ、改善を図る必要がありますと。このことから支援が必要ですよというふうに書かれてるんですけども、私としてはちょっとここに疑問を持っております。消費経済目線だけで商工業振興を進めていく必要がある。これは論法としては不十分じゃないかなというふうに思っております。

そこはなぜかと申しますと、皆さん御存じだと思います。今年の元旦のほうにも大規模な災害が起きました。能登半島が襲われた地震の影響で、各地で土砂崩れや道路陥没が相次いでいるということで、これは日経の新聞なんですけども、不眠不休で働く地元建設会社ということで、地元の建設会社さんのほうが復旧のところに関わられてると新聞に載っております。また、これは今年の岐阜県警の取り組みなんですけども、地元スーパーと連携し災害時の救援物資を運ぶ訓練というのをされたということで、ニュースになっておりました。これも災害時にしっかり物資を運べるためにそういう訓練を行ったというところでされております。

この観点から考えても、地元商工業者が地元に残っていることの最大のメリットとして、商工業は災害対策、または防災面としても非常に重要な役割を持っていて、万が一の際には地元事業者の有無が支援や復興の早急な鍵になるというふうに考えております。

実際、東京大学の教授の方の発言として、ちょっとここでお名前を言っているのか分からなかったのでお伝えは差し控えたいと思うんですけども、発言内容として、今後企業は防災対策をコストではなくバリューとして捉え、平時と有事を分けないフェーズフリーな視点で捉えることが必要であると。国や自治体のリソースが限られていく中で、今後企業に求められる防災上の役割は一層大きくなるが、これがビジネスとして成立しなければ限界があると。そのため、国や自治体が企業に対してインセンティブを与え支援することが不可欠であるということでは言われてます。

要は、こういう防災面の観点からも、どうしても行政側としてやるのが限られてくるので、それをしっかりと対応するためにも地元商工業者にしっかりとインセンティブを与えて支援していくことが必要だということでは話をされております。しかし、現状の白石町内の事業所内のことを考えていきますと、もちろん執行部、町としてはできる限り町の、例えば入札関係でいったら町内事業者さんのほうを使うということで取り組んでいただいているというふうに思いますが、ただそれでもなかなかそこが実際として見いだせていない、または公共事業の下請、孫請、以下同様なんですけども、そちらについて採用が進んでいるとはなかなか言い難い状況があると思います。

実際この入札までに至らないケースとして、そもそも地元事業者が請け負えるような予算規模となっていない、金額としてそもそもちょっと取り入れることができないとか、あとは求められる資格や条件等がなかなか合わないといった様々なケースがあると思うんですけども、こういった結果として公共工事が町外事業者へ流れることで、経済的損失や町内事業者育成の機会が失われているというふうに考えております。

そういったことから、先ほど申し上げました中小企業及び小規模事業者振興条例というのを私としては制定していく必要があると思っております。

福岡市中小企業振興条例があるんですけども、こちらの第1条のほうに書いてあります。こちらは福岡市なのであれなんですけども、市の責務、中小企業者が努めるべき事項を明らかにするとともに云々なんですけども、最終的に市民生活の向上に寄与することを目的としているというふうになっております。実際横浜市中小企業振興基本条例というのがあるんですけども、横浜市さんのほうでは基本条例なんですけども、これを実際制定することによって、特に入札関係に関してはできる限り、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争及び計画の適正な履行の確保に留意しつつではあるんですけども、市内中小企業者の受注機会の増大に努めることとして、市内の中小企業に受注する機会を増やす方向性が明記されています。この取り組みによって、2017年に関しては、単独随意契約とか大規模契約を除いたところなんですけども、横浜市全体の発注金額のうちのおよそ80%を横浜市内の企業が占めていると、結果としてつながったというところが実績として残っております。

実際、佐賀県内の状況としては、佐賀県中小企業・小規模企業振興条例、佐賀県としてはあるんですけども、それ以外としては佐賀市、伊万里市、嬉野市、唐津市、それで太良町、上峰町など、県と6つの市町は既にこれを制定済みということになっております。本町としても、この条例を制定すると中小企業者の振興をより一層推進していくとともに、先ほど申し上げました防災、またはその災害復旧面として重要な受皿でありますこの商工業者というのを確保することができるということで、最終的に町民生活の向上に寄与するとともに、安全・安心なまちづくりへとつながるというふうを考えております。

そういった観点も含めて、本町として、実際この中小企業及び小規模事業者振興条例については、数年前に、それこそ商工会さんのほうからも要望が出てたというふうに思っておりますが、本町の考え方について答弁をお願いします。

○谷崎孝則商工観光課長

お答えいたします。

まず、中小企業、小規模企業は、地域経済の安定、そして新たな産業の創出、就業機会の提供、住民生活の向上など、地域の経済基盤、社会基盤を支える存在でございます。本町におきましても、同様に町内の中小企業、小規模企業の皆様には、地域の雇用や経済はもとより、町民生活や地域社会そのものを支える重要な役割を担っていただいております。このような重要性を踏まえ、平成11年には中小企業基本法が抜本的に改正をされ、さらに平成26年には小規模企業振興基本法が制定をされております。そして、全国的な状況を申し上げますと、令和5年11月22日現在で47都道府県及び692の市区町村で条例を制定をされております。市区町村で申し上げますと、全体の市区町村での39.7%、4割近くの市区町村で条例を制定をされております。

また、それらの自治体で制定をされております条例の概要といたしましては、主に自治体の中小企業、小規模企業振興の基本的方針、そして施策の基本方向、そして自治体の責務、そして中小企業、小規模企業者や住民などの役割などの理念的な事項を

中心として規定をされておりまして、基本方針や自治体の責務、関係機関の役割を明確にし、連携協力して中小企業、小規模企業者の振興に取り組むことにつながることを目的とされているようでございます。先ほども申し上げましたように、町内の中小企業、小規模企業の皆様には地域の基盤を支える重要な役割を担っていただいております。本町といたしましては、町の活性化のためには町内の中小企業、小規模企業の振興が不可欠であると考えております。

御質問の本町における中小企業、小規模企業振興のための条例制定についてはどう考えるかという御質問でございますけれども、今後関連する団体として白石町商工会や町内の金融機関の皆様などからも御意見を聞きながら協議を重ねていきたいと、検討していきたいというふうに考えております。

また、地産地消のための地元業者の育成といいますか、地元業者優先というところも我々はもちろん行政として考えていかなければいけないところではございますけれども、やはり入札制度との関係等もでございます。やはり公平性、競争性も維持しながら地元の事業者の皆様をできるだけ優先をしていきたいと。そこは我々も思っているところですが、その辺の地方自治体の入札制度との関係性もございますので、その辺もはっきり我々は踏まえながら地元業者の活性化のために頑張っていきたい、検討していきたいと思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほど最後のほうにお話がありましたように、入札制度のところの公平性のところをどう担保するのかという話は、多分これから必ず出てくると思っています。そちらについて実際公正取引委員会のQ&Aのほうに載っておりますので、参考程度にここでお伝えさせていただきます。

工事を下請発注する場合における地元業者の利用を義務づけ、またその旨を条例に制定することを考えてるが、独占禁止法及び競争政策上問題ではないかという質問に関して、全く問題ないと。市が競争入札の実施に当たって一定の条件を付すこと自体は独占禁止法上の問題では全くないということで、これはインターネット上に載っているものでありますので、そこをどう捉えていくかという形で今後考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

もう一つ、この話もこの条例を制定するときに質問としてよく言われている話なんですけれども、産業は公平な競争の下で発展していくものであり、行政が連携という名の補助を行うことは、その稼ぐ力をそぐことになり、衰退の原因となるということで、これもよく言われているものなんですけれども、そちらについて実際先ほど申し上げましたように、自由経済に任せ過ぎると防災または災害対策面での脆弱な地域となってしまうと。稼ぐ力に対しての懸念に関しては、この振興条例の中で中小企業者及び小規模事業者が努めるべき事項というところを必ず定めるようになっておりますので、そこを定めた上でしっかりとその事業者自身も研さんをしていくことを促すことで対応が可能じゃないかなというふうに思っております。

実際これがとある村のお話だったんですけれども、過去の地震のときに災害復旧とい

うことで課題があったんですけども、実際その村の中の事業者の育成ができてなかったということで、ほかの近隣市町のほうに要請をかけたんですけども、近隣市町のほうも要は災害を受けているから自治体としては災害復旧がかなり遅くなったということで、ちょっと荒廃が進んだという事例もありました。

そういったことを考えても、町内事業者をしっかりと育成していくというこの観点を持てることがまちづくりにとってはすごく大事なことであるというふうに思いますし、午前中の話にもありました。買物をする場所がないということで、福富のほうで話もありました。答弁の中でも、しっかりと商工業者と連携してという話がありました。そういった形で考えることも含めて、こういう条例を基にしっかりと連携してタッグを組んでいくというところに関しては、私は本来あるべき姿じゃないかなというふうに思うんですけども。

すみません、急に振ってあれなんですけども、せっかくなので、町長、少しだけよろしくお願いします。

○田島健一町長

自治体の中小企業、小規模企業の振興ということでいろいろと御質問をいただきました。私の耳の中には、話を聞きよって、災害時のことがちょっと頭に入ったんですけども、建設業のことを言われてるのかなと最初は思ったんですけど、もちろん建設業については今社会資本整備という予算がなかなか少ないという中で、いろんな各ランクの業者さんたちには仕事が満遍なく行ってるかという、なかなか厳しい状況にあると。そういった中において、企業が存続していくのか、いざ災害があったときにそしたら復旧・復興等については誰がしていくのか、先ほど言われたように町外の人たちはお手伝いに来てくれないかも分からない。そこら辺をしっかりと我々は認識しておかなければいけないというふうに思っています。

もちろん建設業だけの話じゃなくて、先ほどからいろいろ中小企業の話、商工会、ほかの業種のこととも言われましたので、そこら辺も踏まえて、やっぱり町は町としてほかの周りの市町にはお世話にならなくても白石町だけでも生きていけるよというような体制づくりはしっかりとやらなければいけないと私は思っています。それに当たっての条例の制定等については、今後また内部で議会の皆さんとも協議をしながらやっていかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○友田香将雄議員

町長もすごくこの件については思いを寄せていただいているというふうに感じました。ありがとうございます。

先ほどおっしゃってましたように、本当にこれは建築関係だけの問題じゃなくて、福祉もありますし、保育も同じです。災害時に関してはいろんな方たちが被災されることがありますので、それに対してどう受皿を確保するかというところになってきます。また、冒頭申し上げましたように、スーパー、買物、いろんなもの、物資を確保できる場所があるということは、長期的な災害避難とした場合にいろんなもので対

応ができるということのリスク軽減ということにもなってきますので、これは関係ない事業者さんってほぼないんじゃないかなというふうに思っております。これはしっかりと町としても方針を出していただいてやっていただきたいというふうに思っておりますし、本来我々も議員の立場であるので議員提案としてこの条例をつくってくださいということはできはするんですけども、とは言っても、しっかりと行政の皆さんのほうとこれは一緒にすり合わせをしながらつくっていきたいということを考えておりましたので、今回一般質問として取り上げさせていただきます。ぜひよろしくお願い申し上げます。

そしたら、次の大項目2番のほうに移らせていただきます。

児童・生徒や保護者の負担軽減策について質問いたします。

まず、令和4年12月議会の一般質問におきまして副教材費の負担軽減策を質問いたしましたが、その後について質問させていただきます。

学校の中においては、個人が持つべきもの、それから学校の備品として購入するものについては検討していかなければいけないということで、以前の主事さんのほうから答弁をいただいております。その後の実施がどういった形なのかなということで、検討状況などを含めて答弁をお願いします。

○鶴田智樹主任指導主事

失礼します。

各学校におきましては、児童・生徒の学習に真に必要な教材かどうかという観点から副教材を選定し、その効果を検証しながら必要に応じて見直しを図っているところでございます。また、議員御指摘のとおり、保護者の負担の軽減の観点からも精選を進めております。このことについては、町教育委員会から校長会等の機会を捉え、継続的に学校への指導を行っているところでございます。

町教育委員会の保護者負担軽減策といたしましては、今年度町内全ての小・中学校に児童・生徒が学習者用の1人1台端末、これを使って各教科の練習問題に取り組むことができるタブレットドリルやあるいは授業支援ソフトなどのデジタル教材を導入する予定となっております。デジタル教材が紙媒体のワークブックやドリルと同等の学習効果が得られると判断されれば、可能なものから紙媒体のワークブック等の購入をなくしたり、あるいはより安価な副教材を購入したりするなど、さらなる保護者の負担軽減を図ることができるものと考えているところでございます。また、教材のデジタル化により、教材の持ち帰りに係る児童・生徒の負担軽減にもつながるものと考えているところです。

また、学校備品の予算確保についても、先ほど来申し上げた副教材等に係る保護者負担の軽減を行ったことにより、児童・生徒に提供する学びの質が低下することのないよう努めてまいり所存でございます。

以上です。

○友田香将雄議員

とても興味、関心がありましたA Iドリルについて導入が進められたということで、

私としては大変うれしいなというふうに思っております。ぜひ子どもたちの持ち帰りの負担が大きいということは前回もお話しさせていただいたことがありますので、そこは進めていただきたいというふうに思いますし、それこそ今梅雨に入ってきてますけども、梅雨が明けてから恐らく今年も猛暑じゃないかなというふうに思っております。そのときの登下校の負担ということを考えると、少しでも物を軽くして子どもたちが体力をしっかりと維持しながら帰れるところを進めていただきたいと思いますというふうに思っております。

また、先ほどの答弁にもありましたように、備品関係のところに関しても学校の予算のほうも含めて検討を進めていただけたらという話だったと思います。例えばその前回の一般質問のときにも副教材費に関してお譲りすることも進めていきたいという話があったので、ぜひそこも含めた形で議論をしていただきたいと思いますというふうに思いますし、実際例えばそのときにもお話ししましたけども、1年生で買うあの算数セット、あれって本当にすぐ使わなくなるので、なかなか学校のほうで全部それを1年生分そろえるって難しいところがあるかとは思いますが、じゃあ例えばそこを少しずつ、保護者さんの合意の下、これを寄附してもらおうというところをやれないかとか、なかなか難しい面もあるかとは思いますが、実際使われなくなったところから学校の備品として寄附してもらおう。そういったところも含めてやっていけば、限られた予算の中でやれることはまだまだあるんじゃないかなというふうに思いますし、習字道具は本当に墨と紙だけでいいとか、筆だけ買いますよとかという形であれば、あれも結構なかなか重たいからですね。そういったところでの負担も変わってきますし、夏休みの宿題とかで習字も選択制になってくるので、必ず書くというわけじゃなくなっているというところも聞いております。いろんな形で子どもたち自身が持ち帰りのところで負担がないような形にしてほしいですし、またその学期末のところから家庭で子どもたちの道具を取りに行くというところもあって、相当な荷物を持って帰るというところもありますので、いろんな形で一番大事なところは答弁のほうにもありましたように学習効果としてしっかり見ていくところがすごく大事なことかと思っておりますので、そこを見据えつつ負担軽減のところを進めていただければというふうに思っております。

せっかくなので教育長、そのあたりについて少しだけ答弁いただいてもいいですか。

○北村喜久次教育長

副教材等の負担軽減等について御質問をいただいております。

今、担当の主任指導主事がお答えいたしましたように、デジタル等がしっかりと導入されて、随分子どもたちの学びの姿が変わってきております。それに伴って教材等も、少なくとも私たちが学んでた頃とは大幅に変わっててもう必要でないものも出てきておりますので、例えば具体的なものを使って操作活動をしなきゃならないものもありますが、例えば画面で操作が大体できるというのもありますので、先ほど答弁で申しましたように教育効果等も踏まえて副教材が必要かどうかというようなことも含めて今後も検討していかなくやなりませんし、併せて児童・生徒数も随分少なくなってきておりますので、これまで個々が準備してたものを学校全体で準備できるのではない

かということも、これも大いに考えていいことじゃないかなと思っておりますので、今後しっかり検討させていただければと思います。

以上です。

○友田香将雄議員

教育長からは、そんなの駄目だと怒られるのかなと思ったら、意外と優しく言っていただいたので、よかったです。

本当に大事なことは、子どもたちの教育としてよりよいものになるようにということで、学校の先生方は皆さん考えていただいているということは私も重々承知しております。そこに対して否定するものではないんですけども、そこ御家庭等の負担のところのうまいところでこれからもブラッシュアップしていただければなというところで、これからもよろしくお願いします。

そしたら、もう一つの次の質問に移ります。

令和5年6月議会の一般質問におきまして、学童保育の時間延長について、こちらでも質問させていただきました。その後の検討状況について質問いたします。

そのときの答弁にも、我々も、我々というのは執行部さんの答弁として、この点については若干30分の延長とかそういったことは対応は可能じゃないかなというふうに考えておりますとの当時の答弁でした。その後についてどのような形の検討、または今後の課題等があればよろしくお願いします。

○木須英喜保健福祉課長

令和5年6月議会のその後ということで御質問いただきました。

放課後児童クラブの件でございますが、町内のクラブにおいて、今のところ小学校ごとに8箇所を実施をいたしております。令和6年度の申込みですが、およそ340人、小学校就学の約34%の児童が利用されているような状況でございます。

5年6月議会において質問がありました学童保育の時間延長についてでございますが、午後6時以降は延長利用となるところを6時30分まで通常開所とできないかということだったと思います。検討の余地はあるということで私のほうが答弁をさせていただきました。

開所時間については、原則平日は3時間以上、土曜日、長期休業期間は8時間以上という国の基準、こちらはクラブの運営規定等で定めることというふうになっております。白石町においては、平日の開所時間として午後6時までを通常開所時間といたしまして、利用申込みがあった場合に6時30分までの30分延長、それから7時までの1時間延長ということで設けさせていただいております。30分延長保育の延べ利用者は、令和3年度が3,528人、令和4年度が2,955人、令和5年度は2,866人、これは1日平均に直しますと11.9人ということになっております。クラブによって利用状況が異なりますので、延長利用人数が少ないところもございます。日によっては利用がないという日もございます。しかし、6時30分までを通常開所時間と定めた場合、利用者がなくても必ずその時間までは開所しておく必要があるため、全てのクラブに学童支援員2名の配置が必要となります。そのことから、人件費のほうにも影響が出てま

いると思います。

また、これも6月の議会のときも答弁させていただきましたが、毎年、支援員の確保については、町の広報紙やハローワーク等での求人募集など尽力をさせていただいておりますが、非常に苦慮している状況でございます。令和8年4月からは有明地域の小学校の統合に合わせまして、有明地域の3つのクラブが1つになります。それに伴い支援員の配置も少しは融通できる部分があるかもしれませんが、学校のスクールアシスタント、SAといいますが、勤務時間等がありますのでこちらのほうとの兼務でされている方とのシフトの調整、それからまた別の問題ですが、支援員の高齢化、かなり年齢のほうも上がってきております。そういった諸々の問題もあります。

近隣市町で通常開所時間を6時30分や7時とされているところは、民間委託のほうが行われておりまして、支援員の確保のほうも委託業者のほうでなされているというふうに聞き及んでおります。今後白石町でも民間委託を含めたところで開所時間についても検討して考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

民間委託の話も出てきたので、私としてはおおっと思いました。

すみません。先ほどの答弁をちょっと整理させていただきたいんですけども、今回有明地域の小学校のほう統合するに当たって学童のほう1個に集中するというところで、大分人間的には融通が利きやすくなるだろうということだったと思うんですけども、例えば今後白石地域のほうも統合する予定がありますので、そういったところも含めたら、今後例えば18時半とかというところを定時ということも民間のところも含めて議論としては可能なのかなというふうに思うんですが、そういった意味合いでよろしいのでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

今後有明地域の小学校の統合、それから白石地域の小学校の統合、令和8年と令和12年ですかね。その際には、今ある各地域の小学校が統合することに伴いまして、学童のほうも1箇所にとまるものというふうに判断をいたしております。そうしたら支援員のほうもかなり人数の余裕が出てくるんじゃないかというお話でもございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、各支援員さんの年齢もかなり上がってきております。やはり支援員となりますと、ある程度お仕事を辞められた方とかそういった方がなっておりますので、ほぼ60代、70代の方がメインでございます。内輪の話なんですけども、その方が2年後、4年後にそのまま勤めていただけるかというのかなり厳しいところもあるような状態でございますので、今後は言いましたとおり民間の委託を、そういった支援員の年齢等も考慮しながら、あと学校の統廃合の時期等も考慮しながら、総合的に判断させていただきたいというふうに思います。

○友田香将雄議員

本当に支援員の皆様に関しては頭が下がる思いです。本当に子どもたちのことをし

っかり見ていただけることによって我々働く世代が働けるということは、本当にありがたいことじゃないかなというふうに思っております。

統合するに当たって様々な課題等も出てくるかとは思いますが、その中でこの学童というところに関しては、本当に子どもたちの学校が終わった後の受皿というところで、すごく重要な拠点となります。また、今後ますます働く世代が、もちろん定時で帰れるところばかりではないので、本当にばたばたしながら子どもを迎えに行かれる姿って、私もそうですし、いろんな保護者さんのほうを見ているとあります。そこで、しっかりと時間に余裕を持って預けることができる場所というところがあるのは白石町の本当に魅力じゃないかなというふうに思いますし、子ども・子育て支援としてもすごく大事なところだというふうに思っております。

先ほどの副教材費の負担軽減というところ、あとは今回の学童というところに関して、ちょっと追跡調査の意味合いも込めて今回質問等をさせていただいたんですけども、しっかりと御検討いただいているということが分かって本当によかったというふうに思っております。引き続き、いろんな角度で私も本町のよりよい形のところでの質問をしていきたいというふうに思っておりますので、これからもよろしく願います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで友田香将雄議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

14時08分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年6月10日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 定 松 弘 介

署 名 議 員 前 田 弘次郎

事 務 局 長 中 原 賢 一